

北後広監第 40号
平成21年 2月 2日

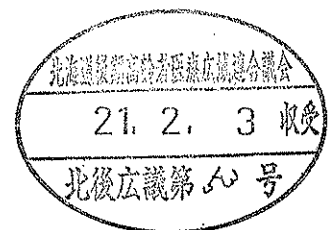
北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 畑 瀬 幸 二 様

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員 野 昭 夫
北海道後期高齢者医療広域連合監査委員 大 竹 秀 文



平成20年度定期監査の結果に関する報告について

標記の件について、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施し、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり平成20年度定期監査結果報告書を提出します。



平成20年度

北海道後期高齢者医療広域連合
定期監査結果報告書

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員

平成20年度定期監査結果報告

1 監査の期間

平成20年12月10日から平成21年2月2日まで

2 監査の対象

広域連合事務局、広域連合会計班、広域連合議会事務局、広域連合選挙管理委員会事務局、広域連合監査委員事務局

3 監査の範囲

平成20年4月1日から平成20年9月30日までに執行された事務を対象とした。

4 監査の方法

広域連合の財務に関する事務執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、次の事項を重点として、監査対象部局から必要な関係書類及び資料の提出を求め書類監査を行うとともに、関係職員から事情聴取を行いながら監査を実施した。

(1) 監査対象項目

- ア 備品の管理事務について
- イ 支出事務の執行について
- ウ 旅費の支給事務について
- エ 契約事務の執行について
- オ 平成19年度定期監査措置状況
- カ 後期高齢者医療制度関係

5 監査の結果

財務に関する事務執行の状況は、関係書類及び資料等を監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認めるが、一部の事務執行上、改善又は留意すべき点で軽微な事項については、口頭で措置を促した。

監査対象項目ごとの結果は、次のとおりである。

(1) 備品の管理事務について

備品の管理事務については、備品台帳、物品購入要求書の関係書類を検査した結果、事務処理は適正に執行されていると認める。

(2) 支出事務の執行について

支出事務の執行については、支出負担行為決議票、資金前渡の関係書類、報酬支給調書等の関係書類を検査した結果、事務処理は適正に執行されていると認める。

(3) 旅費の支給事務について

旅費の支給事務については、旅行命令簿兼旅費請求書等の関係書類を検査した結果、事務処理は適正に執行されていると認める。

(4) 契約事務の執行について

契約事務の執行については、関係書類を検査した結果、適正に処理されていると認める。

ただし、予定価格の設定にあたっては、平成20年度の入札結果を検証し、契約事務ごとに適切な価格設定となるよう努めること。

(5) 平成19年度定期監査措置状況

平成19年度定期監査における指摘事項については、すべて改善されていると認める。

ただし、マニュアル作成にあたっては、おおむね整備されているが、様式等に留意事項等を記載するなどの方法を用い、より充実したマニュアルの整備に努められたい。

(6) 後期高齢者医療制度関係

平成20年度は制度開始年度のため、被保険者数及び現段階で分かっている医療費について説明を受けた。

今後も、医療費の推移等の統計資料を基に検証を行い、適正な医療の給付に努められたい。

(7) その他

市町村負担金の歳入において、現在の納入方法では、市町村側の支出から、広域連合への入金までに相当の日数を要している事例が見受けられる。

資金運用及び資金管理の点からも納入方法を改善するなど、早期入金が可能となるよう検討が必要と考える。

6 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて、次の意見を提出する。

平成20年4月の制度開始以降、度重なる制度改正により、多くの課題に直面してきたが、制度運営は軌道に乗りつつあると考える。

今後も制度の改正等が見込まれるが、関係市町村と連携し、制度の周知徹底を図り、被保険者が安心して医療を受けられるよう、一層円滑な制度運営に努められることを期待するものである。

また、制度施行初年度である現在の事務処理が今後の礎となることから、正確かつ適正な事務処理を進めるとともに、更なる制度運営の基盤整備を図られたい。

今後予算規模は増大の一途をたどることが予想されるが、医療費及び事業の分析を十分行い、効率的かつ効果的な事業運営に努められたい。あわせて、資金運用等による自主財源の確保について検討するなど、安定的な財政運営に努められたい。